

グランヴィル・シャープの反奴隷制法廷闘争 ——18世紀イギリスにおける「奴隷制」の実態——

Granville Sharp's "Freedom Suit" :
The Reality of "Slavery" in 18th Century Great Britain.

細口泰宏
Yasuhiro HOSOGUCHI

序論

1807年にイギリスで奴隷貿易廃止法（An Act for the Abolition of the Slave Trade）が成立してから200周年の節目となった2007年は、同国で官民一体となってこれを記念する各種の式典が挙行された。一連の行事においては、かつて行われたこの「非人道的」な交易に対する反省が繰り返されるのと共に、その奴隷貿易を他のヨーロッパ諸国に先駆けて禁止したイギリスの「道徳性」もまた強調された¹。相前後して歴史学の世界においても、大英帝国における奴隷制及び奴隷制廃止運動（Abolitionism）に関する研究が大きな盛り上がりを見せた。それから10年余りを経た今日もなお、これらの分野に関する新たな研究成果が継続的に発表されている²。

その中でも奴隷制廃止運動に関しては、政治史・経済史・社会史・宗教史・民衆史など幅広い観点から多角的なテーマが設定され、研究がなされてきた。しかしながらその一方で、運動そのものの先頭に立った奴隷制廃止運動家（abolitionist）に関する研究は、伝記的なものを除けば未だ十分に行われているとは言い難い状況にある。特に、イギリスにおいて奴隷制廃止運動が大衆的な興隆を見せ始めた1780年代末から遡ること20年以上前の、1760年代末から奴隷制に対する反対活動に携わり、同運動における「先駆者」の1人として位置付けられているグランヴィル・シャープ（Granville Sharp, 1735～1813、以後断りが無い限りシャープと表記）に関する研究は、彼が『聖書』の注釈・研究から社会の改良・改善に至るまで非常に多方面・多分野の著作を執筆³していることや、その思想の特異性などの理由も相まって未だ不十分なものに留まっている。

本論文の研究目標は、シャープが携わった奴隷制に対する反対運動の中で最初期の活動となる、1770年前後のイングランド国内における「奴隷制」に対する法廷闘争を分析し、当

時シャープが奴隷制廃止運動に携わった動機の根幹にあった理念・思想を解明すると共に、彼の活動がイギリス社会に与えた影響について精査することである。以下、本論文の構成について説明する。まず第1章では、シャープの前半生と彼が奴隷制問題とかかわっていく経緯を概観する、次いで第2章では、当時のイングランドにおける「奴隷制」の実態について分析する。続いて第3章では、シャープが奴隷制問題について論じた初著である、*A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery* (『奴隷制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』)の内容を分析する。それを受けて第4章では、彼の携わった2件の法廷闘争について分析する。そして結論では、シャープの法廷闘争が当時にイギリス社会に与えたインパクト、並びにその限界について考察する。

ここで、本論文で用いる先行研究について整理する。本論文においてはまず、「奴隷制」に関連する各種裁判記録を活字化・集積した史料集であるアンドリュー・ライオール (Andrew Lyall) の *Granville Sharp's Cases on Slavery* (Hart Publishing, Oxford, 2017.)、及びイギリスにおける黒人奴隷制に関する司法判断についての古典的研究であるフォーラリン・シャイロン (Folarin Shyllon) の *Black Slaves in Britain*, (Oxford University Press, London, 1974.) を、論文全体を通じて参照する。次いで、18世紀スコットランドにおける「奴隷制」を主に法制史方面から研究したエディンバラ大学教授のジョン・W・ケアンズ (John W. Cairns) 教授の諸論文⁴を、主として第2章において当時のイングランドにおける「奴隷制」との比較検討材料として使用する。加えて、シャープの生涯に関する事績に関しては、プリンス・ホーア (Prince Hoare) の手による伝記、*Memoirs of Granville Sharp, Esq* (Henry Colburn, London, 1820.) を適時参照する。

なお本論文では、現在一般に「イギリス」と呼ばれている国家の表記について、以下のよう
に定義する。まず、本論文で扱う時代における同国の正式名称であるグレートブリテン連
合王国 (1707年～1805年)、及びグレートブリテン及びアイルランド連合王国 (1805年
～) 全体について言及する場合には、「イギリス」という呼称を用いる。次いで、同国を構
成する4つの「ネイション (Nation)」(イングランド・ウェールズ・スコットランド・ア
イルランド) の中で、特にイングランドのみに限定して言及する場合には、「イングランド」
という呼称を用いる。そして、本国のみならず当時の植民地も含めて言及する場合には、「大
英帝国」という呼称を使用する。

最後に留意点として、本論文においては18世紀当時のイギリス本国に「実態」として存
在した「奴隷制」(第2章において詳述)と、同時代の大英帝国の諸植民地において「明文
法」として規定され存在した奴隷制について、前者の方に鍵括弧をつけることにより区別し
て表記する。

第1章 シャープの前半生 —「奴隷制」との遭遇—

シャープは1735年11月10日、イングランド北部のダラム（Durham）で出生した。彼の父トマス⁵は、イングランド国教会・ダラム主教区のノーサンバーランド大執事（Arch-deacon of Northumberland）を務める聖職者だった。大家族の末息子だったシャープは、幼少期に短期間地元グラマー・スクール及び私立学校で教育を受けた後、1750年に15歳でロンドンのシティー（City of London）のリネン商（Linen Draper）の下へ徒弟奉公に出された。7年後の1757年に徒弟期間を満了し、翌1758年に陸軍造兵局（Ordnance Office）に事務書記官として採用され、官吏となった。その後一介のロンドン市民として平穏な生活を送っていたシャープが、奴隷制廃止運動に携わるきっかけとなったのは1765年のある日、貧民受けの無料診療を行っていた外科医（surgeon）の兄ウィリアム⁶の自宅を訪ねた折、主人から暴行を受け瀕死の重傷を負っていたジョナサン・ストロング（Jonathan Strong, 1747? ~ 1773）という名前の黒人「逃亡奴隷」と出会ったことだった。

ここで少し本題からは外れることになるが、本論文の時代背景を理解する上では不可欠となる、イギリスにおける「黒人（ニグロ, Blacks）⁷」の歴史を概観する。現在のイギリスが、主として第二次世界大戦後に旧植民地（コモンウェルス）から押し寄せた大量の移民（及びその子孫たち）により、多人種・多文化社会となっていることは周知の事実である。その中には、カリブ海諸島及びアフリカ大陸のサハラ以南から移民してきた黒人たちもあり、彼らは2011年時点でおおよそ190万人と、総人口の約3%を占めるまでに至っている⁸。

だが、実は今日我々が想像するよりも遥かに古くからブリテン諸島に黒人が居住していたことが、近年の各種歴史研究により明らかになっている。例えば、少なくとも3世紀頃には、古代ローマ帝国ブリタニア属州の国境だったハドリアヌスの長城（Hadrian's Wall）に駐屯していたローマ軍団の中に、アフリカ出身の兵士たちで構成された部隊が存在したことが考古学的調査により判明している。また、1511年にイングランド国王ヘンリー8世⁹主催の下で行われた馬上槍試合に、ジョン・ブランク（John Blanke）という名前の黒人トランペット奏者が随伴していたことが文献・図版両方の史料から裏付けられている¹⁰。

その後、16世紀中葉以降のイングランド人の大西洋世界への進出により、ブリテン諸島の住民と黒人との接触の機会は増加した。「近頃ロンドンには黒人が多すぎるため、彼らを追放する」とした、16世紀末になされた女王エリザベス1世¹¹による一連の黒人追放布告¹²からは、既に一定数の黒人が当時のロンドンに居住していたことが裏付けられている。そしてなによりもブリテン諸島における黒人の劇的な増加のきっかけとなったのは、17世紀中葉のバルバドス島（1625年）及びジャマイカ島（1655年）を始めとする西インド・カリブ海諸島の征服・植民地化と、同地における奴隷を労働力とするサトウキビプランテーションの成立、及び1660年の王立アフリカ会社（Royal African Company）¹³の創設を端緒とす

る、イングランド商人による大西洋奴隷貿易 (Atlantic Slave Trade) への参入の本格化だった。周知の通り、この貿易の主力商品となった黒人奴隷は、その大半がアフリカ大陸から南北アメリカ大陸のヨーロッパ領植民地へ、プランテーションの労働力として輸送された。だがその中でごく一部ながら、植民地から帰国する主人に連れられるなどして、ヨーロッパに渡ってきた奴隷たちが存在した。また彼等とは別に、「自由人」としてやってきた黒人たちも少数ながらいた。こうして植民地と比較すればはるかに小規模ではあったものの、イギリス本国においても黒人コミュニティが成立することになった。その総数は各種言説によりばらつきがあり、正確な実数をはじき出すことは困難だが、18世紀時点のロンドンには「奴隷」・自由人を合わせておよそ5000人の黒人が居住していた¹⁴とされる。彼らの職業は理髪師や楽士及び水夫など多岐に渡っていたが、その中でも最も一般的であり尚且つ「奴隷」の場合ほぼ唯一の生業だったのが、従僕 (servant) だった。当時黒人の従僕は、高価な宝飾品や海外からの舶来品、猟犬や競走馬などと並んで、主人の「富」及び「異国とのコネクション」を誇示するための「社会的地位の目印 (index of rank)¹⁵」として非常に魅力的な「装飾品」だった。同時代の肖像画に、主人に近侍する黒人の従僕の姿を描いたものが数多く存在することからも、その「人気」ぶりが窺える。そしてもし、「奴隷」の従僕が自身の境遇に耐えかねて主人の元から逃亡しようものならば、すぐさま彼らは「奴隷狩り」の対象となったのだ。この「奴隷狩り」の実態については、当時の新聞広告から窺うことが出来る。例えば、1665年から1704年までの期間に官報『ロンドン・ガゼット (London Gazette)』紙に掲載された「逃亡奴隷」関連の広告を分析した平田雅博の研究からは、広告に「逃亡奴隷」の性別・年齢・背格好・肉体の損傷・病気の跡などといった身体的情報、名前・出身地・服装・英語の上手下手・係累などといった個人情報、さらには主人の住所・氏名、発見時の連絡先住所・氏名、広告主からの懸賞金についての情報など、極めて詳細な内容が書き込まれていたことが明らかにされている¹⁶。

さて本題に戻ると、重篤な状態だったストロングはシャープ兄弟による応急処置の後、直ちに市内にあるセント・バーソロミュー病院 (St Bartholomew's Hospital) に担ぎ込まれ、片目や腕に障害は残ったものの一命は取り留めた。4カ月にも及んだ入院期間中、シャープ兄弟はストロングの治療費・生活費一切を肩代わりしただけでなく、退院した彼に薬剤師の従僕という新たな就職先を斡旋した。しかし2年後の1767年に、ストロングは不運にもかつての主人でバルバドス島出身の弁護士デイヴィット・リズル (David Lisle) に見つかった。この思いがけない再会を期に、リズルは以前自身の不始末により喪失した「財産」を取り戻そうと画策した。彼は手始めに(まだ自身の「手元」に確保していない状態だったにもかかわらず)ストロングをジャマイカのプランテーション経営者ジェームズ・カー (James Kerr) に売却する契約を結び、次いで同年9月5日にロンドン市職員を使って彼の身柄を拘束し、監獄へと監禁した。ストロングは、監禁先からかつての恩人である

シャープに手紙で助けを求め、9月12日にそれを受け取ったシャープはこの件を令状無し
の逮捕で不当であるとして、ロンドン市長 (Mayor of London) のサー・ロバート・カイト
(Sir Robert Kite) に提訴した。9月18日に市長らの御前で関係者一同が出席し開催された
審問の結果、ストロングの拘束は不当であると認められ、彼の身柄は拘束状態から解放され
た。

しかし、この一件で購入したはずの「奴隷」を失ったカーは、自身の「財産 (property)」
を侵害されたとして、代理人を通じシャープ兄弟に対して200ポンド (以下£)¹⁷の損
害賠償を要求した。この要求に対処するために再びロンドン市当局を頼ったシャープに対
し、市側の事務弁護士は「ヨーク＝タルボット奴隷制意見 (Yorke-Talbot slavery opin-
ion)」の写しを見せ、仮に裁判に訴えたとしても勝訴の望みは薄いとして、カーの要求を呑
むように促した。この「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」とは、1729年1月14日付で当
時の法務長官¹⁸ヨーク¹⁹と同法務次官 (Solicitor General) タルボット²⁰の両名の連名によ
り、「奴隷はイングランドに上陸するか、もしくは洗礼を受けることにより自由となるとい
う誤解を正すという目的の下 (In order to certify a mistake, that Slaves become free by
there being in England, or being baptized)²¹」に提示されたもので、その内容は

西インドからイギリスもしくはアイルランドにやって来た奴隷は、主人の同伴ある
なしにかかわらず、自由にはならない。(a Slave by coming from West-Indies to
Great-Britain, or Ireland, either with or without master, doth not become free) (中
略) ……また、洗礼は彼に自由を与えるものでも、王国内における彼の現在の地位
に変更を及ぼすものでもない。(and that baptism doth not bestow freedom on him,
or any alternation it his temporal condition in these kingdoms) (中略) ……主人
は再度彼 (奴隷) をプランテーションへと連れ戻す権限を法的に主張し得る (the
master may legally compel him to return again to the plantations)²²

として、西インドから連れて来られた奴隷の地位はイングランドへの上陸や洗礼をもつてし
ても変化することはなく、したがって彼らを奴隷として植民地に連れ戻すことにも法的問題
はないとする司法的見解を示したもので、当時においては「奴隷狩り」を正当化する根拠と
して広く受け入れられていた。

だが、シャープは弁護士の提案を拒否した。多くの同時代人たちと同様に、自身が「自由
に生まれしイングランド人」であることを自明の理として誇りとしていた²³彼にとって、そ
の信条に真っ向から反する見解であるこの「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」は、決して受
け入れることの出来ないものだった。そして、2年前のストロングとの遭遇より始まった一
連の事件を通じて、「自由の国」であるはずのイングランド国内に「奴隷制」が存在すると

いう事実をまざまざと見せつけられたシャープは、それまで只の一度も法律関係の本を手にとったことがなかったにもかかわらず、「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」を覆すための法的論拠を求めて、各種裁判記録や判例の調査に乗り出したのだった。

第2章 18世紀イングランドにおける「奴隷制」の実態

—実定法と慣習（法）の狭間—

前章では、シャープが奴隷制問題と関わりを持っていく経緯について概観した。これを受けて本章では、18世紀半ばに至るまでのイングランド及び大英帝国における「奴隷制」の歴史と実態について考察する。

まず歴史的な前提として、イングランドにおいては中世以来、大陸諸国における農奴制（serfdom）に相当する隷農制（villeinage）と呼ばれる隷属身分制度が存在していた。しかし、15～16世紀に漸次的に進んだ封建制の解体に伴い隷農制は次第に形骸化してゆき、そして1660年の王政復古直後に制定された「封建的保有廃止法（Tenures Abolition Act）」により、「荘園（manor）」に従属する「土地緊縛隷農（villein regardant）」が廃止された。その一方で、「領主」に従属する「属人的隷農（villein in gross）」は制度上存続したものの、既に封建制自体が事実上解体している以上実態としては有名無実も同然の存在となっていた²⁴。

一方で、イングランド本国における隷農制の解体とまるで軌を一にするかのように、同時代には大英帝国の各植民地において黒人奴隷制の発展が始まった。しかし、ここで特に留意しておくべき点がある。同時代のスペインやフランスといった他のヨーロッパ植民地帝国とは異なり、イングランドでは国王や政府が直接植民を主導することは無く、代わりに彼らから特許を与えられた会社（例えばヴァージニア会社やマサチューセッツ湾会社等）や個人領主（例えばボルティモア卿²⁵やウィリアム・ペン²⁶等）が主体となって、入植地の建設を進めていった。そして、（1688年の名誉革命前後の数年間を除けば²⁷）おおむね七年戦争（1757～1763年）終戦後に至るまで、本国側はいわゆる「有益なる怠慢」政策を取り、帝国各地の植民地はイングランド（合同後はイギリス）王冠への忠誠と引き換えに、各々が独自の立法権を保持することを容認されていた。その結果、各植民地は各々の植民地議会において、奴隷に関する法制度の整備を独自に進めていった。例えばヴァージニア植民地においては、1667年植民地議会法において「洗礼をもって奴隷身分からの解放とは見なさない」とされ、また1682年植民地議会法において「ヴァージニアに上陸した黒人は、イングランドもしくは他のキリスト教国で自由人と証明されるか、国王陛下と友好関係にあるトルコ人もしくはムーア人でない限り、奴隷と見なされる」など、同植民地の主力産業であるプランター

ション経営にとって不可欠な奴隷制を維持するために、強固な立法体制が敷かれていった²⁸。

その一方で、奴隷貿易に関する各種の議会法を除けば、17～18世紀当時の大英帝国にはフランスにおける「黒人法典 (Code Noir)」²⁹に相当するような、帝国「全体」で奴隷制について規定した法は存在しなかった。そしてイギリス本国においては、「奴隷制」について言及した法は一切存在しなかったのである³⁰。だがこの「法」の不在をもって、イギリス本国においては「奴隷制」が存在しなかったのかと問いを立てるのならば、その答えは「否」である。何故なら前節で述べた通り、当時の新聞には「奴隷」の売買や「逃亡奴隷」に関する広告が数多く掲載されており、尚且つストロングの一件からも明らかなように「奴隷狩り」が半ば公然と行われていたからである。

この当時のイギリス本国における、「奴隷制」を巡る法制度と実態との乖離という問題について、我々はどう理解すればよいのだろうか。その1つの「答え」となるのが、序論でも触れたケアンズ教授の一連の研究である。ケアンズは、18世紀のスコットランドにおける「奴隷制」の実態について法制史の観点からアプローチを試みた結果、当時のスコットランドに明文化された「実定法 (成文法)」としてではなく、社会一般に広く受け入れられている「慣習 (法)」として「奴隷制」が存在していたことを各種の事例から明らかにしている。ケアンズに拠れば、近世ヨーロッパにおける奴隷制は古代ローマ帝国の『ユスティニアス法典 (Code of Justinian)』にその法的な起源を持ち、歴代のローマ法学者たちによりその見解が踏襲されてきた。そして中世以来、ローマ法の流れを汲む大陸法 (Civil Law) の影響を強く受けながら独自の法体系を形成してきたスコットランドにおいても、奴隷制は合法であるとする見解が同時代の法曹関係者の間では受け入れられていた³¹。

例えば、17世紀後半にスコットランド民事上級裁判所首席判事 (Lord President of the Court of Session) を務めたステア子爵³²は、著書『スコットランド法提要 (*The Institutions of the Law of Scotland deduced from its Originals, and collated with the Civil, Canon and Feudal Laws and with the Customs of Neighbouring Nations, 1693.*)』の中で、「隷属は自然の自由には反するが、違法ではない³³」とする見解を示していた。また、18世紀中葉に同裁判所判事を務めたバンクトン卿マクドゥアル³⁴も、著書『スコットランド法解題 (*An Institute of the Laws of Scotland in civil right, R. Fleming, Edinburgh 1751.*)』の中で、「奴隷制は、各国で法もしくは慣習により導入されてきた。それは、万人が平等で自由であるという自然状態 (state of nature) には確かに反する。しかしながら、自然法 (law of nature) に矛盾するものではない³⁵」との見解を示していた。加えて、同時代の治安判事 (Justice of Peace) を始めとするスコットランドのジェントリ・法曹関係者の多くが、植民地との交易もしくはプランテーション経営 (しばしばその両方) に携わっており、彼らにとって奴隷制はごく身近な制度だった³⁶。

さらに同時代の各種史料からは、スコットランドにおいて「奴隸制」の存在が半ば公然のものとなっていたことを窺わせる証拠が、多数存在している。例えば、当時の新聞には「奴隸」の売買や「逃亡奴隸」に関する広告が頻繁に掲載され、「奴隸」を支配するための「暴力」として肉体的暴行や海外売却などの懲罰が行われていた記録が残っている³⁷。そしてケアンズが重要な事として指摘しているのが、「奴隸」の解放を証明する解放証書がしばしば裁判所に登記されていた、という事実である。この解放文書の書式は完全なハンドメイドのケースもあれば、植民地における文書の様式をそっくりそのまま「流用」したものもあった³⁸。これらの事実を根拠にケアンズは18世紀のスコットランドについて、同時代の植民地のような奴隸制に立脚した「奴隸制社会 (slave society)」ではなかったにせよ、少なくとも1778年のナイト裁判(第4章において詳述)の判決が示されるまでは、実態として「奴隸」が存在する社会だったことは疑いないと結論付けている³⁹。

上述したケアンズの指摘は、法体系の差異⁴⁰こそあれども、同時代のイングランドにおいてもそっくりそのまま当てはまるものである。何故なら、前節で述べたストロングの事例からも明らかな通り、イングランドでもスコットランド同様に「奴隸」に対する暴行や海外への売却という事例がしばしば生じ、ジェントリ・法曹関係者の多くが植民地との交易やプランテーション経営に携っており、さらに「ヨーク＝タルボット奴隸制意見」のように法曹関係者から「奴隸制」を容認する見解が示されていたからである。それに加えてイングランドでは、遺言(状)という形での「奴隸」の解放もしばしば行われていた。著名なものとしては、下記の2例が挙げられる。例えば、英語辞書編纂者として知られるサミュエル・ジョンソン⁴¹に従僕として仕えたフランシス・バーバー⁴²は、元はジャマイカ出身の黒人奴隸であり幼少期に主人のリチャード・バザースト(Richard Bathurst)と共にイングランドに渡り、1754年に主人の死に際し遺言により解放された。また、海軍軍人ジョン・リンゼー⁴³と黒人奴隸マリア・ベル(Maria Belle)の間に生まれた「私生児」ダイドー・エリザベス・ベル⁴⁴は、不在がちの父に代わって大叔父に当たる(そしてこの後本論文中にしばしば登場する)王座法廷⁴⁵首席判事(Lord Chief Justice of the King's Bench)マンズフィールド卿⁴⁶の庇護の下でその家政の一員として生活し、1793年に彼の遺言により「自由人」であることが保証された。これらの事実から18世紀当時のイングランドにおいても、スコットランドと同様「慣習」として「奴隸制」が存在したということが出来る。

しかしここで留意しておかなければならないのは、イングランド(及びスコットランド)における「奴隸制」は、あくまでも社会的な「慣習」によってのみ容認されているに過ぎないという点である。もしも、「奴隸」に関わる問題が訴訟となって司法の場に持ち込まれた場合、その時は「慣習」ではなく実際の「法」に則った裁定がなされる必要があった。その結果法廷においては、イングランドにおいて法律上「奴隸制」は認められていないとする司法判断が複数例に渡り示されることとなったのである。

例えば 1569 年、カートライトという商人がロシアから連れてきた「奴隷」を鞭打ち暴行したカートライト事件 (Cartwright's Case) の判決では、当時の星室庁裁判所⁴⁷より「イングランドの空気は、奴隷が吸うには清浄過ぎる (England was too pure an Air for Slaves to breath in)」⁴⁸とする見解が示された。また、1700 年代初頭に複数回生起したロンドン市内における「奴隷」売買に関する訴訟において、当時の王座法廷首席判事ホルト⁴⁹は、「法はニグロ (奴隷) について想定していない (the law took no notice of a negro)」が故に、

ニグロはイングランドに入国したら、彼は直ちに自由の身となる。彼はイングランドにおいては隸農と見なされるかもしれないが、奴隷とは見なされない (as soon as a negro comes into England, he becomes free: one may be a villein in England, but not a slave)⁵⁰

との判決を下した。さらに、当時イングランド法解釈の「決定版」と称された『イングランド法積義 (Commentaries on the Laws of England)』(1765～1769、全4巻)を執筆した法学者ブラックストン⁵¹は、同書の第1巻初版(1765年)において、

そしてこの自由の精神は、我々の国制に深く埋め込まれているばかりか、この国の大地そのものにすら根付いている。故に、奴隷もしくはニグロは、彼がイングランドの地を踏んだ時点で法の保護の下に置かれ、よってそれ以後は自由人となる (And this spirit of liberty is so deeply implanted in our constitution, and rooted even in our very soil, a slave or negro, the moment he landed in England, falls under the protection of the laws, and so far, becomes a freeman)⁵²

との見解を示していた。もっとも、翌 1766 年に出版された第2版以降においては、上記一節の直後に「但し、主人が彼に対し奉仕を要求する権利は、おそらく継続し得る (though the master's right to his service may possibly still continue)⁵³」との一文が加筆された。後にブラックストンは、コモン・ローに関する知識の相談を求めたシャープとの往復書簡において、「第1版で述べた見解」は「誤り (misunderstood)」であり、以降の版では改訂したと返答している。その背景についてブラックストン自身は沈黙しているが、第1版を読んだ司法関係者から同箇所の記事と「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」との相違を指摘されたブラックストンが、増刷に当たって該当箇所をより穏当な表現に書き改めたという可能性が考えられる⁵⁴。

これらの判例や見解を参考に、シャープは「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」に切り込む口を見つけ、自身の法的見解をまとめ理論化していくことになった。なお、シャープが奴隷

制廃止運動に身を投じるきっかけとなったカーによる損害賠償請求の顛末であるが、結局カー自身はこの一件を裁判沙汰にすることを断念し、その後ストロングに対してさらなる人身上の危害が加えられることも無かった。しかしストロング自身は、かつてリズルから受けた暴行による傷病から完全には回復することなく、1773年4月17日に26歳という若さで早世した⁵⁵。

第3章 「奴隸制」に対する挑戦 — 『奴隸制容認に対する表明』 —

前章にて述べた先例や見解などを論拠として、イングランドでは「奴隸制」は違法であるとの見解を導き出したシャープは、自身の研究成果を1769年に出版した。これが、*A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*（『奴隸制を容認することの不正と危険な傾向についての表明』、以後『奴隸制容認に対する表明』）である。本節では同書の内容分析を行い、シャープの奴隸制反対論における論理の解明を目的とする。

『奴隸制容認に対する表明』は、全167頁で4章構成となっている。まず第1章は、「1729年に法務総裁及び法務次長により示された、イギリスに連れて来られた奴隸についての意見に対する所見 (*Remarks on an opinion given in the year 1729, by the (then) Attorney and Solicitor General, concerning slaves brought to Great Britain*)」(pp.1-33)と題され、「ヨーク＝タルボット奴隸制意見」に対する反対論が展開されている。同章では最初に「ヨーク＝タルボット奴隸制意見」全文が引用された後で、法学の権威であるはずの両名が上記のような「(コモン・ローの) 疑いようも無き大原則」に反する見解を示したことを、シャープ(以下、本節では著者と表記)は非難している。著者に拠れば、スコットランド高地地方に残存していた封建的特権が、1747年の世襲的司法権廃止法 (*The Heritable Jurisdictions Act*)⁵⁶により撤廃された現在、最早イングランドには自発的かつ明文化された契約に基づいたケースを除いて「奴隸」の存在を正当化するような法は存在しないと主張し、その論拠として先述したホルト判事の判例を始め、各種裁判記録が挙げられている。また、奴隸制は反キリスト教的な慣習であるとの自論も述べられている⁵⁷。

その一方で、「奴隸」と主人との間で明文化された合意が存在する場合のみ、「ヨーク＝タルボット奴隸制意見」において容認されている「奴隸」をプランテーションに移送するという行為が可能であることは、著者も認めている⁵⁸。したがって、それ以外の場合ではいかなる理由であれ、彼らプランテーションから連れて来られた「奴隸」たちを私有財産として扱うことは見認められない、と著者は強調する。何故なら、何人であれイングランドの地を踏んだ者はその瞬間から法的にはイングランド国王の「臣民 (subject)」として扱われるから

であり、その「臣民」を馬や犬のように扱う行為は認められないからである。なお、「奴隷は臣民には成り得ない」とする主張に対しては、著者はイングランドへの入国者はこれまでになされた各種の布告や法令などから、国際法の保護を受ける全権大使ですら例外なく自動的に臣民として法の下に置かれるとまで述べて、これに反論している⁵⁹。結論として著者は、如何なる人間であれイングランド本土に上陸次第、彼は直ちに人身保護法 (*Habious Copus Act*)⁶⁰の保護を受けることが出来ると主張し、そしてホルトの判例を再度引用した後、人身保護法全文を引用する形で結びとしている⁶¹。

次に第2章は「上述した所見に対しなされるであろう批判に対する返答 (*The answer to an Objection which has been made by foregoing Remarks*)」(pp.34-41)と題され、前章で提示した見解に対して、読者の間から寄せられると思われる批判に対する反論を、予め論述している。この中で著者は、ホルト判事の判決文中の「法律は“黒人”の存在を想定していない」とする意見を拡大解釈し「黒人にはコモン・ローの保護は及ばない」とする見解に対して、コモン・ローは出身や肌の色に関係なく「全異邦人 (*every alien*)」に適應されるとして、これに反論している⁶²。

続いて第3章は「イングランドにおいて奴隷制を容認することの利点と欠点に関する試論 (*An examination of the Advantages and Disadvantages of tolerating slavery in England*)」(pp.42-106)と題され、このままイングランドで「奴隷制」を容認し続ける結果生じるはずの、数々の不利益について論述している。この中で著者は、西インドのプランターたちがイングランドにおいて「奴隷制」を擁護する目的は、彼ら自身の私有財産の保護というただ一点にあると断じ、また彼らが本国に奴隷を連れてくる目的は奴隷を売却して利益を得る為ではなく、家事使用人として使役することでイングランド人従僕を雇う費用を節約するためであることを看破している⁶³。しかし実際のところ、「奴隷」に対して掛かる衣食住の負担を考慮すれば、主人にとって「奴隷」は決して従僕よりも安価な存在とは言えない、と著者は主張する。そればかりか英黒人の数は現状でも多過ぎであり、これ以上の「奴隷」の流入は多くのイングランド人求職者の働き口を奪うことになる、との懸念を著者は表明している⁶⁴。

さらに著者は、イングランドにおける「奴隷」売買や「逃亡奴隷」に関する多数の新聞広告を引用し、現在のように「奴隷」を令状なしに逮捕するという「法王教⁶⁵の異端審問 (*Popish inquisition*)」のような専制的な行為が黙認され、そして彼らを強制的に植民地へ送還する慣行が容認され続けば、やがてはイングランド生まれの自由人ですら強制的に植民地に連れ去られ、奴隷にされてしまうことになるかと警告する⁶⁶。そればかりかいずれは本国においてすら、イングランド人をも対象とする「奴隷制」が成立する危険性を孕んでいるとさえ著者は断じている。総じて奴隷制は非人道的であり、これを容認し続けるならばイングランド人は最早「文明人 (*civilized people*)」とは呼べないとまで著者は断言し、結びとし

ている⁶⁷。

最後の第4章は「古来の隷農制に対する所見 (*Some remarks on the ancient Villenage*)」(pp.107-167)と題され、「奴隷制」を隷農制と関連付けようとする主張に反論している。まず著者は、現在のイングランドにおいて、「奴隷制」を正当化するための根拠として隷農制を持ち出そうとする意見が存在する事に対し、深い憂慮を表明している。何故なら、もしこの意見が認められイングランドにおいて「奴隷」が隷農として存在することになれば、それは「奴隷」当人ばかりか彼らとイングランド人との間に生まれるはずの混血児 (*Mulattoes*)にまでも不幸をもたらすからである⁶⁸。続いて著者は、イングランドにおいては封建制全盛期でさえ隷農制に対する批判が存在し、王政復古により現在では隷農制は実質的に「廃止」された状態にあることを、ブラックストンなど各種法学者の見解を引用し論証している⁶⁹。そして、現在西インドにおいて行われている奴隷制は隷農制とは根本的に異なる外国由来の法制度であり、隷農制を論拠にして「奴隷制」を正当化することは出来ないと主張している⁷⁰。

また上記の主張に関連して著者は、イングランドに入国すれば奴隷は法の保護の下に置かれるが永続的奉仕 (*perpetual service*) 義務は継続するとしたブラックストンの見解に対し、ブラックストン自身の著書の別の箇所を引用を用いて、事前の契約や同意がなければ「奴隷」労働は元より単なる「奉仕 (*service*)」でさえ強制することは不可能であるとして、明文化された契約以外は無効であると反論している⁷¹。なおこの際、植民地に居住していた時に主人が奴隷に衣食を与えていたことは、主人が彼に対してその対価としてイングランドにおいても奉仕を要求出来る理由とは成り得ない。何故なら、それは主人自身が奴隷を使役して利益を得る目的で行われた行為であり、例えるならば家畜を屠畜目的で肥育させるようなものだからである⁷²。加えて、「奴隷制」を徒弟制と比較検討することは不可能である。何故なら、後者は双方の自由な合意契約に基づく制度だからである⁷³。

そして、ウエストミンスター (の議会) で認可されたプランテーション関連の法がどうであれ、現在のイギリスおよびイングランドにおいて「永続的奉仕」について規定した法が存在しない以上、イングランドに来た奴隷はスコットランドで封建制から解放された人々と同様の扱いを受けると著者は改めて主張する。最後に著者は、奴隷制は道徳と慈善にとって破滅的でありキリスト教信仰とは相容れないものであると主張した上で、再度ホルトの判例を引用しながらイングランドに入国した奴隷は「完全な自由」を保障されると結論付け、本書を結んでいる⁷⁴。

本書の内容を再度整理してまとめると、以下の通りである。現在のイングランドには、「奴隷制」に類する制度を認めた法は存在しない。またイングランドへの入国者は、この国に上陸した時点で自動的にコモン・ローの保護の下に置かれる。故にイングランドにおいては、当事者同士の自発的且つ明文化された契約が存在しない限り「奴隷」の存在は容認されず、

プランテーションから連れてきた奴隷を植民地に連れ帰ったり売り飛ばしたりする行為は違法である。現状、イングランド本国においては「奴隷制」を認めてもメリットはほぼ存在しないのに対し、このまま「奴隷制」とそれに付随する専制的な慣行を容認し続ければ、いずれは白人ですら「奴隷化」されてしまうという重大な危険性が内包されている。また、「奴隷制」とかつて存在した隷農制を類似の制度と見なすことは不可能である。

以上の事からも窺える通り、この時点でのシャープの奴隷制反対論の根幹には、「奴隷制」はコモン・ローに違反するという理解と、奴隷制容認はやがて専制へと至るという強い懸念があったことが分かる。

第4章 「奴隷制」に対する闘争 —裁判—

前章で分析したようにシャープは、イングランドにおいては双方の同意により明文化された契約が存在する場合を除き「奴隷」の存在は認められておらず、故に植民地から連れてきた奴隷を再度国外に連れ出すことは違法であるとする法的見解をまとめた。だが、この自身の見解を現実のものとするためには、これに沿う形の判決を裁判所から引き出すための法廷闘争が不可欠だった。

そんな折、1770年7月2日にロンドン郊外のチェルシー(Chelsea)において、トマス・ルイス(Thomas Lewis)という黒人が彼の主人であるロバート・スタフィルトン(Robert Stapylton)という人物の雇った男たちにより身柄を拘束され、ジャマイカ行きの船に拘禁されるという事件が発生した。事件の一部始終を目撃したバンクス夫人⁷⁵はすぐさまシャープとコンタクトを取り、そしてルイスの人身保護令状を裁判所に請求した⁷⁶。令状が認可されたことを受けて、ルイスの身柄は一時的な保護下に置かれることとなり、彼の身柄拘束が妥当か否かに関して王座法廷で争われることとなった。これが通称、ルイス裁判(King(Lewis) v Stapylton)と呼ばれる一件のあらすじである。

翌1771年2月20日に開始された裁判において、スタフィルトン側はルイスを自分の所有する「奴隷」であり、彼が勝手に主人の元から逃亡した以上身柄の拘束は妥当であると主張した。それに対しルイス側は、自身は西アフリカの黄金海岸(Gold Coast)で自由人として生まれ、英語を学ぶために自らの意志で商船に乗り込み「自由人」としてカリブ海に渡ったと証言した。そして同地でスタフィルトンに自由人の従僕として仕えるようになり、その証拠として彼から賃金も貰っていたとして、自身は「奴隷」ではないと主張した⁷⁷。

1771年6月17日に言い渡された判決において、王座法廷首席判事マンフィールド卿は、ルイスがスタフィルトンの「奴隷」であったという主張について、スタフィルトン側が裁判においてはっきりと立証出来ていないという事実を問題視し、またルイスが賃金を受け

取っていたことを事実として認定した。そして、両者が主人と「奴隷」という主従関係にあったことを証明出来るものが存在しない以上、スタフィルトンによるルイスの身柄拘束は不当であるとして、マンスフィールド卿はルイスの解放を命じる判決⁷⁸を下した。ルイス側の勝訴となったこの裁判は、しかしながらシャープにとっては不満の残るものとなった。何故なら、判決においてマンスフィールドは、イングランドでは「奴隷制」そのものが合法か違法かに関しては、法の見解を一切示さなかったからだった。

ルイス裁判が結審した直後、今度は同年11月26日にジェームズ・サマセット (James Somerset, 1741 ~?) という黒人逃亡奴隷が身柄を拘束される事件が生じた。ヴァージニア出身の奴隷だったサマセットは、ボストン港の税関士だったチャールズ・シュワート (Charles Stewart) に購入され、1769年11月に主人と共にイングランドへ渡った後、シュワートの元から逃亡した。その後シュワートはサマセットの身柄を拘束し、ストロングヤルイスの場合と同様に海外売却を企図したのだが、実はサマセットは逃亡中に受洗しており、その際に彼の代父母を務めた夫婦が人身保護令状を請求⁷⁹したことから、事件はまたもや王座法廷での裁判へ発展した。これが、通称サマセット裁判 (Somerset v Stewart) と呼ばれる一件である。前述したルイスの場合とは異なり、今回のサマセットは奴隷であることが明白だった。

翌1772年2月7日に開始された裁判においては、以下の点が争点として浮上した。まずは、サマセットがヴァージニア出身の奴隷である事だった。第1節で述べた通り、ヴァージニアでは奴隷制が合法・明文化されていたが、ここで問題となったのは、同植民地の法が本国イングランドの法に「優越」するか否かという点だった。サマセット側弁護士ウィリアム・ダーヴィー⁸⁰は、

「では果たして、ヴァージニアの法が当地において彼らを束縛するものと見なせるでしょうか？ この国においてヴァージニアの法は、日本の法よりも影響力や拘束力、権威を持ち得るものなのでしょうか？ (Then with regard to the Laws of Virginia do they bind here? Have the Laws of Virginia any more influence, power or Authority in this Country than the Laws of Japan?)」⁸¹

という論理でもって、あくまでもイングランド法の適応を求めた。これに対しシュワート側は、双方がヴァージニア時代に結んだ契約は継続しようと主張したが、最終的にマンスフィールド卿は「“ある国”の法が“他国”においては効力を持ちえない」ことを認定し⁸²、サマセット側の主張に軍配が上がる格好となった。

続いて争点となったのが、イングランドにおいて一応は合法と認められている隷農と「奴隷」との関連性だった。この点に関しダーヴィーは、隷農であることの証明には「公式記録

(Record)」への登記が必須であり、そういった類のものがイングランド国内において存在していない以上、「奴隷」を隷農に相当する存在であるとは認められないと主張した⁸³。また、同じくサマセット側弁護士を務めたフランシス・ハーグリーヴ⁸⁴は、古代以来の西洋世界の奴隷制の歴史を概観しながら、奴隷制はイングランド「国外」からもたらされた制度でありこの国の法とは相容れないと主張した⁸⁵。

上述したようなサマセット側弁護士たちの積極的な主張に対し、マンズフィールド卿は裁判において終始曖昧で慎重な態度を崩すことはなかった。その理由は、1772年5月22日に行われた第3回目の審理を締めくくるに当たって、彼自身が下記のように説明している。現在、イングランドにはおよそ1万4千人から1万5千人の黒人「奴隷」が存在する。もし仮に判決の結果彼らを「解放」することになった場合は、1人当たりおよそ50 鎊、総額70 万 鎊以上もの財産上の損失が発生するになる⁸⁶。この発言から、マンズフィールド卿は「奴隷制」に関する司法判断がもたらす経済的・社会的影響の重大性を強く認識しており、それゆえに判断を躊躇していたことが窺える。

1772年6月22日、1カ月にも及んだ沈黙の末にマンズフィールド卿は判決を下した。その判決内容の分析に入る前に、一つ指摘しておかなければならない史料上の問題がある。同判決はその社会的注目度の高さにもかかわらず、マンズフィールド卿自身の手によるオリジナルの判決文が実は現存していないのである。その理由は未だもって不明であるが、おそらくは1780年にロンドンで発生したゴードン暴動 (Gordon Riots)⁸⁷で彼の邸宅が暴徒による焼き討ちに遭った際、書斎に所蔵されていた蔵書類と共にオリジナルの判決文も焼失してしまったという説が有力である。そのため本判決の内容は、判決言い渡し時に法廷にいた関係者の速記録に依拠する形となり、したがって各記録によりその内容・文言に差異が生じる結果となった⁸⁸。本論文では、これら諸記録の内でも信用度が高いとされ、且つシャープ自身も後に出版した著書(次章で後述)に転記⁸⁹しているスコッツ・マガジン (Scots Magazine) 版⁹⁰を採用し、以下でその内容を分析する。

まず、判決文冒頭でマンズフィールド卿は「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」、及びその後示されたヨーク判事の見解を引用した後で、本裁判の争点をあくまでも「イングランド滞在中に、主人に対する奉仕を拒み彼の元を去った奴隷を、主人が強制的に国外に売却することは認められるか否か？」に限定し、先例に拘束されることなく判決を下すことを明言した。次いで、

外国人を、彼の出身国に存在する法律の権威でもって、イングランド国内で身柄を拘束することは出来ない。主人が自身の従僕に対して保持する権限は、全ての国々において大なり小なり差異があるものではあるが、その権限を実際に行使するに当たっては、それが行われる場所の法による統制がなされなければならない (A for-

eigner cannot be imprisoned here on the authority of any law existing in his own country. The power of a master over his servant is different in all countries, more or less limited or extensive, the exercise of it therefore must always be regulated by the laws of the place where exercised.)⁹¹

として、外国人をその出身国の法を根拠にイングランド国内で身柄を拘束することは出来ないと明言し、故に本件はサマセットの出身地であるヴァージニアの法ではなく、イングランドの法に則った裁定がなされるべきであるとした。

続いて、奴隷制は判決や自然法さらには政治的決定ではなく、

人びとが制定の本来の理由やいきさつ、時期などをすっかり忘却してしまった後でも、その効力を維持する実定法 (positive law [statute], which preserves its force long after the reasons, occasions, and time itself from whence it was created, is erased from memory)⁹²

に拠ってのみ、正当化され得るとの見解を示した。それに加えて、「イングランドには主人が自身の奴隷を、強制的に国外に売却することを認めた法は存在しない」として、前述した「奴隷制は実定法に拠ってのみ正当化される」との見解と併せることにより、主人は奴隷を強制的に植民地に連れ帰ることが出来るとした「ヨーク＝タルボット奴隷制意見」を実質的に否定した。

そして、

奉仕不履行などの如何なる理由があったとしても、これまで主人が奴隷を強制的に国外へ売却することは認められていなかった。故に、本件はこの王国の如何なる法をもってしても、容認もしくは承認することは出来ない。よって、この男を拘禁から解き放つよう命じる (No master ever was allowed here to take a slave by force to be sold abroad because he had deserted from his service, or any other reason whatever; we cannot say, the cause set forth by this return is allowed or approved by the laws of this kingdom, and therefore the man must be discharged)⁹³

として、サマセットの身柄を解放するよう命じる一文で判決を締めくくった。

同判決の要点をまとめると、以下の通りである。まず、「主人が奴隷を強制的に国外に売却することは認められていなかった」という一節からは、双方の「合意」に基づいた場合の売却契約は有効であり、尚且つ「奴隷」の存在そのものは違法ではないと判断していること

が読み取れる。その一方で「奴隸制を正当化できるのは“実定法”のみ」とする見解、「外国人を外国の法でもってイングランド国内で身柄を拘束することは出来ない」とする見解、及び「イングランドに奴隸を強制的に国外に売却することを認めた法は存在しない」という見解からは、そういった法制度が存在していない以上、現状イングランドにおいては「奴隸」はグレーゾーンの存在であることを認めているととれる。また、「奴隸」は現在存在する法の中で一応合法の存在であると認められている隷農とは「同一」の存在であるとは言えないことも、判決文中では明言しないという形で言外ながら示している。総合するとマンズフィールド卿は、判決文本体においてはイングランド国内で「奴隸制」が合法か否かの判断を巧妙に回避しつつ、実定法の欠如を理由にかつて「ヨーク＝タルボット奴隸制意見」で示された見解を否定し、サマセットの解放を命じたといえる。マンズフィールド卿自身も、同判決はあくまでもサマセット個人を拘禁から解放するよう命じるものだったと後に回想している⁹⁴。

では、この裁判における判決（通称マンズフィールド判決）が実際にイングランド国内（及び大英帝国）に与えた影響は、正確にはどの程度のものであったのだろうか。先述の通り同判決は、イングランドにおける「奴隸制」の合法性そのものには何ら言及せず、ただ実定法のみが奴隸制を正当化する論拠と成り得るとの見解を示したにとどまるものだった。その後イングランド（及びイギリス）国内において、「奴隸制」について規定した実定法は立法すらされることはなかった。その一方で、「奴隸制」そのものを明確に禁止する実定法もまた、1833年成立の奴隸制廃止法（Slavery Abolition Act 1833）までは存在しなかった。結果として、判決以後もイングランドにおける「奴隸制」は、合法とも違法ともつかないグレーゾーンな状態のまま、少なくとも1833年までは実態として「容認」され続けたのだった。

その証拠として、1772年以後もイングランド国内において、「奴隸」の売買や国外への強制的な移送といった行為が行われ続けていたという事実が挙げられる。例えば1774年、ジョン・アニス（John Annis）という名前の黒人コックが、かつての主人だったウィリアム・カークパトリック（William Kirkpatrick）という人物の代理人に身柄を拘束され、セント・キッツ（St Kitts）島にある彼のプランテーションに強制的に送り返されるという事件が発生した。アニスの友人で事件の一部始終を目撃していた元奴隸の自由黒人グスタヴァス・ヴァッサ（オラウダ・イクイアーノ）⁹⁵は、カークパトリックを訴追することでアニスを救出しようと試み、シャープに支援を依頼した。だが、裁判所での審理の結果カークパトリックの行為は罪に問われることはなく、アニスの救出は叶わず彼は植民地で奴隸として生を終えることとなった⁹⁶。加えて、植民地における奴隸制関連法が本国において、その合法性を問われるような事態も生起しなかった。こういった観点から鑑みれば、マンズフィールド判決が与えた直接的な影響はかなり限定的なものだったと言える。

だが同時代の世論は、これとは全く異なった反応を示した。例えば新聞報道は、マンسفールド判決をイングランドにおける「奴隷」解放宣言であると喧伝し、イングランドの地を踏めば奴隷は自由になると報じた。他方、西インドにプランテーションを所持したり奴隷貿易に携わったりしていたいわゆる「西インド利害 (West India Interest)」と呼ばれる集団は、本判決の効力を矮小化して喧伝したりあるいは政治的にこれを覆そうとしたりする行動に躍起になった⁹⁷。そして裁判の立役者であるシャープ自身、このサマセット裁判の判決をイングランドにおける「奴隷制」の廃止を宣言したものとして解釈し、以後の著作でもそう主張したのだった⁹⁸。

そして、このマンسفールド判決（及びそれに対する世論の反応）が直接の引き金となった裁判が、この直後にスコットランドで生じた。それがナイト裁判 (Knight v Wedderburn) である。原告のジョゼフ・ナイト (Joseph Knight) はアフリカ出身で、10代前半の頃に奴隷となりジャマイカ島へ輸送された後、1765年にジョン・ウェッダバーン⁹⁹という人物に購入された。主人となったウェッダバーンは、父親が1745年のジャコバイト反乱に参加して処刑され、自身もまた反逆罪に問われその訴追を逃れるために、兄弟がプランテーションを営んでいた同植民地に逃亡してきた亡命者だった。その後反乱のほとぼりが冷めた1769年に、ウェッダバーンは結婚のためスコットランドに帰国しパースシャー (Perthshire) のバリンディーン (Ballendean) に居を構えたが、その時に彼はナイトを従僕としてジャマイカから伴ってきていた。

引き続きウェッダバーン夫妻に仕えていたナイトだったが、1772年に彼は新聞でマンسفールド判決について知った。同判決を「イギリス全土の黒人奴隷を解放する」ものであると（誤って）解釈したナイトは、ウェッダバーンに対して自分は今や自由人であると主張して賃金の支払いを要求し、これが認められないとなるや逃亡した。ウェッダバーンは、翌1773年に自身の所領で開かれた治安判事たちの会合¹⁰⁰でナイトの逮捕令状を確保し、彼の身柄を拘束した。これに対しナイトはパースシャーのシェリフ裁判所 (Sheriff court) に提訴し、審理の結果シェリフ裁判所は「ジャマイカでの主従関係はスコットランドにまで及ばない」事を明言し、「奴隷制はスコットランドの法に反する」としてナイトの解放を命じる判決を下した。これを不服とするウェッダバーンは民事上級裁判所に上告したが、1778年に同裁判所は上告を棄却し、ナイトを解放するよう命じた判決を下した。これにより、イングランドと異なりスコットランドにおいては「奴隷制」が違法であるとの司法判断がはっきりと示された形となった¹⁰¹。

これらサマセット裁判及びナイト裁判は、イギリス本国において「奴隷制」は認められていないとする「空気」を形成する上で、格好の材料となった。シャープら奴隷制廃止論者はこれを契機に、イギリスでは「奴隷制」は違法であるという自身の主張の根拠として、これらの判決を大いに活用していくことになった。

結論

それでは、本論文の内容を総括する。まず第1章においては、シャープが逃亡奴隸ストロングとの遭遇、及び彼の受難を機にイングランドにおける「奴隸制」と直面していく過程を概観した。次いで第2章においては、当時のイングランド（及びイギリス）における「奴隸制」の実態について分析した。同章においては、18世紀イングランドにおいては実定法ではなく、社会全体に漠然とながらも受け容れられていた「慣習」として、「奴隸制」が容認されていたことを解明した。続いて第3章では、国内において「奴隸制」が容認されているという事実憤慨したシャープが法律や判例を独自に調査し、「奴隸制」は違法であると主張した『奴隸制容認に対する表明』の内容を分析した。同章においては、シャープが主としてコモン・ローに依拠しながら自身の法的見解をまとめていたことを解明した。そして第4章においては、シャープが携わった逃亡奴隸のルイス及びサマセットの身柄拘束の妥当性を巡る2件の裁判の内容、及びその影響について分析した。これらの裁判の内、後者のサマセット裁判においてシャープは、司法当局から「奴隸制」は合法ではないと解釈出来る判決を引き出すことに成功した。このマンズフィールド判決は、イングランド国内における「奴隸制」そのものの廃止や禁止を命じたものではなかったが、同時代の人々の一部はこれを「奴隸解放」の判決であると解釈した。加えて同判決の新聞報道がきっかけとなって、スコットランドにおいても「逃亡奴隸」を巡る裁判（ナイト裁判）が生起し、審理の結果「奴隸制」を禁じる判決が下された。これらの裁判の結果として、シャープは1770年代のイギリスにおいて、「奴隸制」は禁じられているという「空気」を形成することに成功した。だが、これらの法廷闘争における「勝利」は、シャープにとっては反奴隸制活動の端緒に過ぎなかった。何故ならシャープにとって奴隸制とは、「イングランドの法」であるコモン・ローのみならず、「神の法」すなわちキリスト教の教義そのものにも背く存在¹⁰²だったからだった。そうである以上彼がイングランドに留まらず、大英帝国全体の奴隸制廃絶を目標とするのは必然だった。そして、折からイギリスの国論を二分する一大政治問題に発展し、最終的にアメリカ独立戦争勃発へと至るイギリス領アメリカ植民地を巡る政治危機に対して、シャープは奴隸制の廃止という目標のため積極的に関与していくことになるのだった。

後注

- ¹ History News Network, "Text of Tony Blair's statement on slavery", <https://historynewsnetwork.org/article/32322> (2019年7月1日閲覧)
- ² 小林和夫「大西洋奴隷貿易研究の最前線」『歴史と地理』第684号56-60頁, 2015年.
- ³ シャープの著作リストは、Prince Hoare, *Memoirs of Granville Sharpe, Esq*, Henry Colburn, London, 1820, pp.487-496を参照。そこに挙げられている著作は61点に及ぶ。
- ⁴ John W. Cairns, 'Freeing from Slavery in Eighteen-Century Scotland', Andrew Burrows, David Johnston and Reinhard Zimmermann eds., *Judge and Jurist: Essay in memory of Lord Rodger of Earlsferry*, Oxford University Press, Oxford, 2013, p.371; 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', Felix M. Larkin and N.M. Dawson eds., *Lawyers, the law and history : Irish Legal History Society Discourses and Other Papers, 2005-2011*, Four Courts Press, Dublin, 2013, pp.151-155
- ⁵ Thomas Sharp (1693-1758). (在任 1723 ~ 1758)
- ⁶ William Sharp (1729-1810).
- ⁷ 但し、18世紀当時の「黒人(ニグロ)」のおおまかな定義は「ヨーロッパ世界の外から来た肌の色の黒い人々」であり、北アフリカ系のムーア人(Moors)や南インド系のラスカル(Lascar)なども含まれていたことに留意する必要がある。
- ⁸ Office for National Statistics, "2011 Census: Ethnic group, local authorities in the United Kingdom", <http://www.ons.gov.uk/ons/rel/census/2011-census/key-statistics-and-quick-statistics-for-local-authorities-in-the-united-kingdom---part-1/rft-ks201uk.xls> (2019年7月1日閲覧)
- ⁹ Henry VIII (1491-1547). (在位 1509 ~ 1547)
- ¹⁰ David Olusoga, *Black and British: A Forgotten History*, Pan Books, London, 2017, pp. 29-30, pp.59-61, デイビッド・オルソガ, 2016, 『黒人たちの英国史 語られなかった1800年の歴史 (*Black and British: A Forgotten History*)』, 50分, 木畑洋一字幕監修, 丸善出版, 2018年, DVD第1巻.
- ¹¹ Elizabeth I (1533-1603). (在位 1558 ~ 1603)
- ¹² デイヴィット・ダビディーン, 松村高夫・市橋秀夫訳『大英帝国の階級・人種・性: W・ホガースに見る黒人の図像学』同文館出版, 1992年, 18-19頁.
- ¹³ ロンドン商人を中核に、王弟ヨーク公(後のジェームズ2世, 1633 ~ 1701)を代表として創設。1672 ~ 1698年の26年間に渡って奴隷貿易の独占権を付与され、延べ10万人の奴隷を輸出した。
- ¹⁴ 布留川正博「イギリスのアポリシヨニズムとシエラ・レオネ植民地」, 『経済学論叢』第57巻4号, 2006年, 80頁.
- ¹⁵ 川北稔「18世紀の黒いイギリス人たち」川北稔, 指昭博編『周辺からのまなざし』山川出版社, 2000年, 19頁.
- ¹⁶ 平田雅博, 『内なる帝国・内なる他者 在英黒人の歴史』晃洋書房, 2004年, 26-53頁.
- ¹⁷ 当時の貨幣単位は、1 鎊 = 20 シリング (以後 s.) = 240 ペンス (以後 p) である。
- ¹⁸ 国王付法務官 (law officers of the Crown) と呼ばれる官職の1つ。内閣の一員。小山貞夫編『英米法律語辞典』研究社, 2011年, 81頁.
- ¹⁹ Philip Yorke, 1st Earl of Hardwicke(1690-1764). (在任 1724 ~ 1733)
- ²⁰ Charles Talbot, 1st Baron Talbot(1685-1737). (在任 1726 ~ 1733)
- ²¹ Folarin Shyllon, *Black Slaves in Britain*, Oxford University Press, London, 1974, p.26
- ²² Ibid.
- ²³ 同時代のイングランド人の「神に祝福された自由の民」という自己認識に関しては、リンダ・コリー, 川北稔監訳『イギリス国民の誕生』名古屋大学出版会, 2000年, 33-58頁. また、アングロ・サクソンの「自由」の概念については、コリン・ウッダート, 肥後本芳男・金井光太郎・野口久美子・田宮晴彦訳『11の国のアメリカ史 分断と相克の400年 上』岩波書店, 2017年, 88-89頁.

- ²⁴ 小山, 前掲書, 494 頁.
- ²⁵ Cecil Calvert, 2nd Baron Baltimore (1605-1675). 1632 年、メリーランド植民地特許状を獲得。
- ²⁶ William Penn (1644-1718). 1681 年、ペンシルヴェニア植民地特許状を獲得。
- ²⁷ ウッダート, 前掲書, 121-134 頁.
- ²⁸ Andrew Lyall, *Granville Sharp's Cases on Slavery*, Hart Publishing, Oxford, 2017, pp.66-69, p.97. なお、その他の植民地の立法体制については、青柳かおり「イギリス領アメリカ植民地における奴隷法 (1)」, 『大分大学教育学部研究紀要』第 40 巻 2 号, 2019 年, 213-225 頁.
- ²⁹ 同法典については、浜忠雄『カリブからの問い ハイチ革命と近代世界』岩波書店, 2003 年, 39-45 頁.
- ³⁰ Seymour Drescher, *Abolition*, Cambridge University Press, New York, 2009, pp.76-80
- ³¹ John W. Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp.151-155
- ³² James Dalrymple, 1st Viscount Stair (1619-1695). (在任 1671 ~ 1681、1689 ~ 1695)
- ³³ James Dalrymple, Viscount Stair, *The Institutions of the Law of Scotland deduced from its Originals, and collated with the Civil, Canon and Feudal Laws and with the Customs of Neighbouring Nations*, ed. D.M. Walker, (Edinburgh, 1981), 1693, pp.96
- ³⁴ Andrew McDouall, Lord Bankton(1685-1760). (在任 1755 ~ 1760)
- ³⁵ Andrew McDouall, *An Institute of the Laws of Scotland in civil right*, vol.1, R. Fleming, Edinburgh, 1751, pp.66-67
- ³⁶ Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78, pp.157-160
- ³⁷ John W. Cairns, 'Freeing from Slavery in Eighteen-Century Scotland', p.371; 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp.168-170
- ³⁸ Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78', pp.173-175
- ³⁹ Ibid., p.178
- ⁴⁰ 先述のようにスコットランドでは大陸法の影響の下法制度が発展したのに対し、イングランドではアングロ・サクソン時代からの慣習法がコモン・ローとして発展した。1707 年に両国が合同しグレートブリテン連合王国が成立した後も、両国は各々独自の法体系を維持し続けていた。木村雅俊・中尾正史編『スコットランド文化辞典』原書房, 2006 年, 10-12 頁.
- ⁴¹ Samuel Johnson(1709-1784). 英文学者。
- ⁴² Francis Barber (1745?-1801) . Lyall, Ibid., pp.17-19
- ⁴³ Sir John Lindsay (1737-1788) .
- ⁴⁴ Dido Elizabeth Belle (1761?-1804) . 但し、彼女の身分が「奴隷」だったかそれとも「従僕」だったのかについては論争がある。Ibid., pp.19-21
- ⁴⁵ Court of King's Bench. 当時は人民訴訟法廷 (Court of Common Pleas)、財務府法廷 (Court of Exchequer) と共にイングランドの高等法院の一角をなし、その中でも最上位にあった。小山, 前掲書, 261 頁.
- ⁴⁶ William Murray, 1st Earl of Mansfield (1705-1793). (在任 1756 ~ 1788)
- ⁴⁷ The Court of Star Chamber. 当時のイングランドにおける最上位の高等法院。1641年廃止。松村尅・富田虎男編『英米史辞典』研究社, 2000年, 371-372 頁.
- ⁴⁸ Lyall, op. cit., pp.22-23
- ⁴⁹ Sir John Holt(1642-1710). 在任 1689 ~ 1710.
- ⁵⁰ Ibid., p.24
- ⁵¹ William Blackstone, (1723-1780). オックスフォード大学教授・法学者。
- ⁵² William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, First edition, Clarendon Press, Oxford, 1765, pp.123

- 53 William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol.1, Second edition, Clarendon Press, Oxford, 1766, pp.123
- 54 Lyall, op. cit., pp.38-41, pp.395-396
- 55 Ibid., pp.42-46
- 56 君塚直隆編『よく分かるイギリス近現代史』 ミネルヴァ書房, 2018年, 43頁.
- 57 Granville Sharp, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, Benjamin White, London, 1769, pp.3-7
- 58 Ibid., pp.9-10
- 59 Ibid., pp.20-22
- 60 1679年制定。「身柄提出法」とも称され、人の身柄を拘束している人物に対し、裁判所に「人身保護令状(Habious Copus)」を請求することで、被拘束者の身柄を拘束理由と共に裁判所に提出(≒保護)させ、身柄拘束の妥当性を審理することが可能となる。小山, 前掲書, 494頁.
- 61 Sharp, op. cit., pp.29-33
- 62 Ibid., pp.34-36
- 63 Ibid., pp.43-45
- 64 Ibid., pp.74-76
- 65 カトリックに対する蔑称。
- 66 加えて、アメリカでは既に白人とほとんど肌の色の変わらぬ先住民すら奴隷化されている例を挙げ、「肌の色」は奴隷化を免れる要因にはならないとも主張している。Ibid., pp.87-92
- 67 Ibid., p.104
- 68 Ibid., pp.107-109
- 69 Ibid., pp.110-132
- 70 Ibid., pp.133-135
- 71 Ibid., pp.136-145
- 72 Ibid., p.150
- 73 Ibid., pp.163-164
- 74 Ibid., pp.157-158
- 75 Mrs. Sarah Banks(1709-1804). 植物学者ジョセフ・バンクス(Joseph Banks,1743-1820)の実母。
- 76 Lyall, op. cit. p.47
- 77 Ibid. pp.106-121
- 78 Ibid., pp.136-138
- 79 Ibid, p.48
- 80 William Davy, (?- 1780)
- 81 Ibid., p.174
- 82 Ibid., p.204
- 83 Ibid., p.161
- 84 Francis Hargrave, (1741?-1821)
- 85 Ibid., pp.200-204
- 86 Ibid., pp.218-219
- 87 1780年6月2日～9日にかけて、ゴードン卿(Lord George Gordon, 1751-1793)率いる、政府によるカトリック

ク教徒への差別撤廃政策に抗議する民衆が暴徒化した事件。鎮圧のため正規軍が動員され、死者 300 ~ 500 人、処刑者 25 人を出す大惨事となった。松村尅・富田虎男, 前掲書, 291 頁.

⁸⁸ Lyall, op.cit., pp.50-56, pp.221-233

⁸⁹ Granville Sharp, *The just limitation of slavery in the laws of God, compared with the unbounded claims of the African traders and British American slaveholders*, B. White, London, 1776, Appendix 9 65-71.

⁹⁰ 34 *Scots Magazine* 297 (June 1772)

⁹¹ Ibid., pp.222-223

⁹² Ibid., p.223

⁹³ Ibid.

⁹⁴ Shyllon, op. cit., p.165

⁹⁵ Olaudah Equiano or Gustavus Vassa (1745-1797). 元奴隷の水夫・従僕。

⁹⁶ オラウダ・イクイアーノ, 久野陽一訳『アフリカ人、イクイアーノの生涯の興味深い物語』(研究社, 2012 年), 213 - 216 頁.

⁹⁷ Shyllon, op. cit., pp.145-176

⁹⁸ Sharp, op. cit., p.1

⁹⁹ Sir John Wedderburn of Ballindean, 6th Baronet of Blackness (1729-1803)

¹⁰⁰ この会合に出席した治安判事ら 3 人は、全員がカリブ海諸島に権益を有するか、またはその関係者を親族に持つ立場だった。Cairns, 'Maintaining slavery without a code noir - Scotland 1700-78, pp.163-165

¹⁰¹ Lyall, op.cit., pp.59-61

¹⁰² Granville Sharp, *A Representation of the Injustice and Dangerous Tendency of Tolerating Slavery*, pp.9-10, pp.157-158